

「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」設置要綱

(設置の目的)

第1条 高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、安心して暮らせるまちづくりを目指し、行政、事業者そして県民が一体となりさまざまな障壁を除去していく取り組みを推進することを目的として、長崎県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県における福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員30名以内で構成する。

- 2 前項の委員の就任は、知事が依頼する。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 3 会議の議長は、会長がその任に当たる。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、長崎県福祉保健部福祉保健課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。